

熱中症予防対策が義務化されます

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）における職場での熱中症（休業 4 日以上、死傷災害。以下同じ。）の発生状況を以下のとおり取りまとめました。記録的な猛暑となった平成 30 年、令和 6 年には熱中症が増加しています。暑熱な環境が熱中症発生の最大要因であることは間違いありませんが、しっかり対策を講じれば熱中症を防ぐことができます。

令和 7 年 6 月 1 日から裏面のとおり、義務化されます。
義務化の内容を確認し、職場での熱中症の発生を未然に防止しましょう。



図 1 熱中症発生状況（年別）

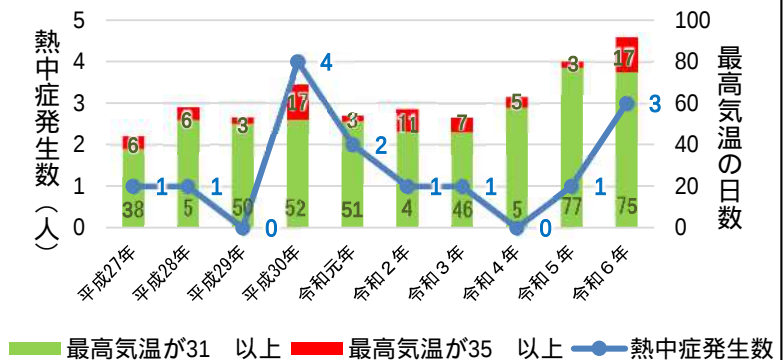


図 2 熱中症発生状況（業種別）

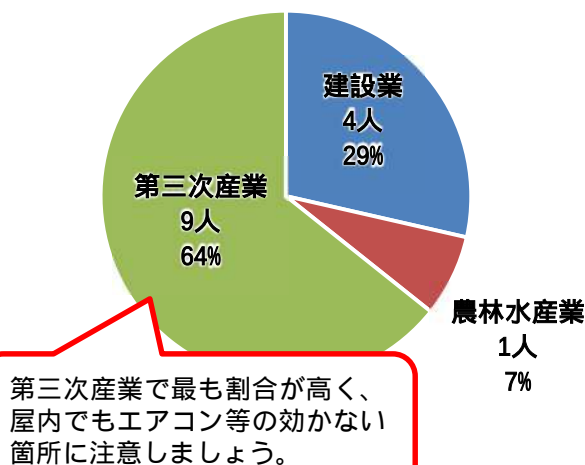


図 3 熱中症発生状況（発生月別）

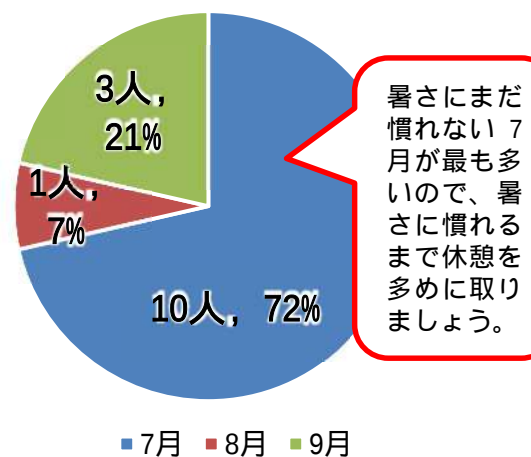


図 4 熱中症発生状況（発生時刻別）

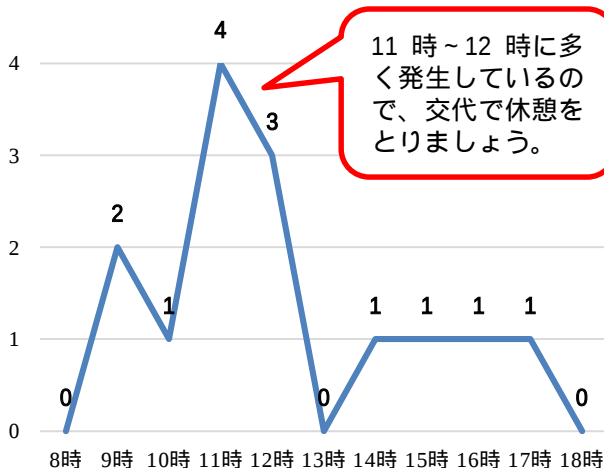
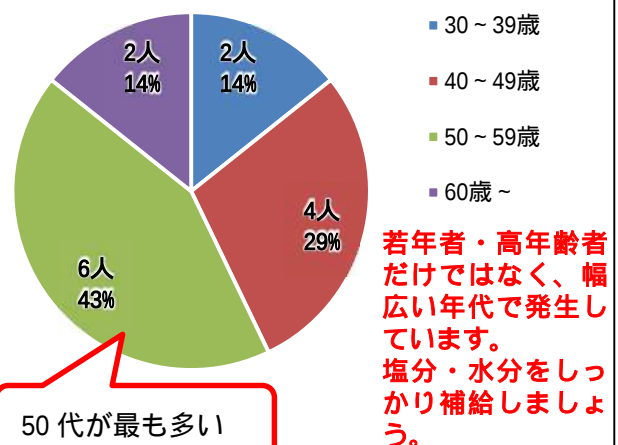


図 5 熱中症発生状況（年齢別）



STOP！熱中症

令和7年5月～9月

クールワークキャンペーン

厚生労働省では、4月を準備期間、5月～9月をキャンペーン期間として「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開しています。今すぐ、本格的な熱中症の季節を迎える前に職場での熱中症予防に向けた準備を行いましょう。

< STOP！熱中症クールワークキャンペーン 各事業場の重点実施事項 >

№1～3は4月（準備期間）の重点実施事項、№4～6は5～9月（キャンペーン期間）の重点実施事項、

№7～9は7月（重点取組期間）の重点実施事項

1	暑さ指数（WBGT）の把握の準備	2	夏季の暑熱環境下における作業計画の策定
3	緊急時の対応の事前確認等	4	暑さ指数（WBGT）の把握と評価
5	WBGT値基準値に応じた作業時間短縮	6	労働者の健康状態の確認
7	作業の中断、短縮、休憩時間の確保	8	水分・塩分の積極的な摂取
9	適正な救急処置の実施		

その他、具体的な対策や教育資料については、「令和7年STOP！熱中症クールワークキャンペーン実施要項」やポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」を参照してください。



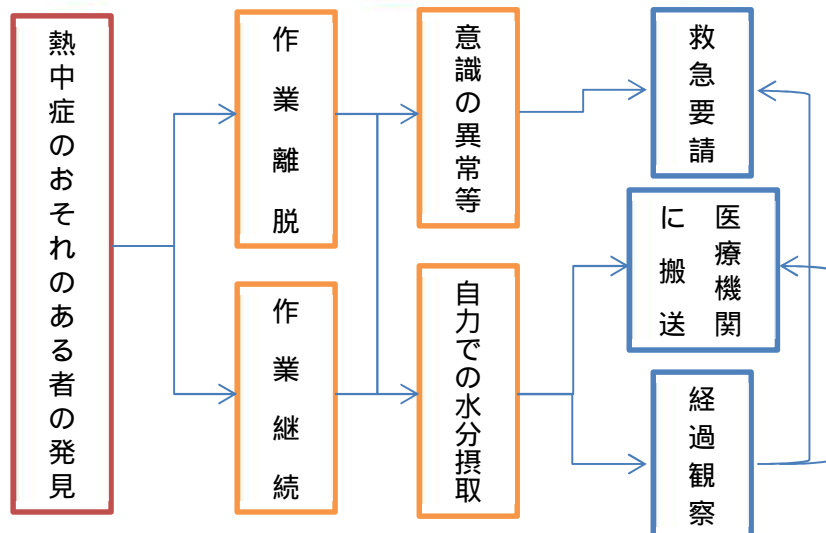
特設サイト

基本的な考え方



現場において

死亡に至らせない
(重篤化させない) ための
適切な対策の実施が必要



事業者には次の事項が
義務化されます。

- ・「体制整備」
- ・「手順作成」
- ・「関係者への周知」

義務化
対象作業

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

(熱中症を生ずるおそれのある作業)
労働安全衛生規則 第六百二十二条の二(新設)
事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。
2 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他の熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。